



埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の確認について

掘削を伴う工事を予定される場合は、工事予定地が埋蔵文化包蔵地に該当するかどうかの確認を行っていただき、該当する場合は文化財保護法に基づく事前の届出が必要となります。

生涯学習課文化財係にて事前相談を下記のとおり行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

①直接来庁される場合

工事の内容及び現場の位置について、担当者にお伝えいただき確認を行います。

事務所に備え付けの住宅地図がありますので、図面等の書類をご持参いただかなくとも確認は可能ですが、ご持参いただければ後日の申請が必要となる場合に詳細なご説明が可能となります。※住宅地図のコピーはできません。

担当者が不在の場合があるので、来庁前には必ずご連絡をお願いします。

②電話・FAX・メールでの問い合わせ

相談時に、現場の位置が分かる書類をFAXまたはメールにて提出してください。

FAXまたはメールにてお問い合わせいただいた場合は、後ほど担当者からご連絡させていただきます。

担当者が不在の場合は、即時の連絡ができない場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

〒783-0091 高知県南国市立田405

南国市 教育委員会

生涯学習課 文化財係

TEL: 088-802-6062

FAX: 088-802-6063

mail: n-bunkazai@city.nankoku.lg.jp

事務所所在図

